

ポスト占領期における米軍娯楽施設のポリティクス

——米軍ゴルフ場に関する国会議事録の分析——

阿部 純一郎*

The Politics of the U.S. Army Golf Course in the Post-Occupation Era

Junichiro ABE

1. 問題の所在

米軍が駐留する世界の国々と比較して、日本がきわめて高額な駐留米軍関連経費を負担してきたことはよく知られている。現在、防衛省の「在日米軍関係経費」は約6300億円（令和4年度予算）に達し、同年度の防衛関係予算全体（約5兆4000億円）の11.7%を占める（防衛省・自衛隊HP）。日本政府が駐留米軍支援のために負担している経費は広範囲に及ぶが、そのうち3分の1を占める「在日米軍駐留経費負担」（令和4年度予算は2056億円）は、かつては日米地位協定のもとで米国側が負担してきた経費だった。これが1978年度に始まった通称「思いやり予算」と呼ばれるもので、それまで日本側の負担は米軍に提供される土地・建物の取得にかかる経費（主に借上料と補償費）に限られていたが、当時の防衛庁長官・金丸信の裁断により基地従業員の労務費の一部を肩代わりして以来、地位協定の拡大解釈や期限付の特別協定締結¹⁾（第一次は1987年）をくり返ししながら負担範囲を拡大し、現在は基地内の施設整備費や光熱水費まで負担している。1978年度は62億円弱だった「思いやり予算」は、翌年負担範囲を拡大して一気に約280億円（前年比4.5倍）に膨張し、その後も右肩上がりが増えていき、ピーク時の1999年度には2756億円（初年度の45倍）に達した（前田 2000：第3章）。

膨張を続ける駐留米軍関連経費への批判を受けて、日本政府は2000年度以降、経費の一部見直しに着手した。そのやり方は大きく分けて2つあり、①施設整備費に関して、娯楽性の高い施設（非軍事施設）を日本政府負担で新規に建設することは控える、②労務費・光熱水費に関して、費用負担の上限額を定めて負担額の膨張を抑えるというものだ。

ただし①に関しては、2000年度以降「提供施設整備」の支出は減少したが、「SACO関係経費」で新たな基地建設経費が支出されており、実質的な負担額は減っていないとの指摘もある（川瀬 2011: 271）。また、日本政府の要請により基地の移転がなされる場合、代替施設の移設費用は日本側が支払うという慣例により、日本政府負担で娯楽施設の新設が

* 文化情報学部 文化情報学科

なされる場合がある。例えば沖縄のキャンプ瑞慶覧に存在した泡瀬ゴルフ場返還に際して(2010年7月返還)、日本政府は返還条件として、嘉手納弾薬庫地区に代替ゴルフ場「タイヨーゴルフクラブ」(2010年3月開場、事業費は計134億円)を新設した²⁾。また、米軍空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐に伴い、2016~2018年度にかけて岩国基地内に売店、福利厚生施設、下士官クラブ、レストランを日本政府負担で整備した例もある³⁾。さらに近年では、普天間基地の辺野古移転計画の一環として、2021年にキャンプ・シュワブ内にボウリング場やダンスホールを整備する方針が示され、国会で問題となった⁴⁾。

②に関しても、経費の効率化を図るためには、費用負担額や従業員数の上限を設けるだけでなく、個々の施設や職種の必要性・妥当性をチェックする必要があるが、そうした権限は米側が実質的に握っており、日本側は支払った費用がどこに、どれほど使われているかを十分把握できていないのが実態である⁵⁾。

日米安保条約に基づく日米地位協定のもとで、日本政府が駐留米軍に対していかに多大な財政支援を行ってきたかは、前田(2000)、川瀬(2011)、松山・浅井(2018)の調査研究に詳しい。本稿では多様な受入国支援のなかでも米軍への娯楽提供の問題に注目し、この問題をめぐって歴史上どのような批判がなされてきたか、政府関係者はいかなる論理・解釈を用いて米軍への娯楽提供を正当化してきたかを分析する。

2. 米軍ゴルフ場をめぐる国会審議の分析

日本政府が米軍への娯楽提供を開始したのは敗戦後の占領期からであり、当時日本政府はその費用(施設使用料、改修工事費、運営委託費、物品費、人件費など)を「終戦処理費」の名目で国家予算から負担していた。講和条約締結を機に、接収された娯楽場や運動施設の多くは返還されたが、占領終了後も軍専用の娯楽施設は基地内に集約される形で残存し、様々な批判を浴びながらも日本政府はその費用を負担し続けてきた。

こうした日本政府による米軍への娯楽提供をめぐって、戦後どのような政策論争が繰り広げられたかを把握するため、本稿では1945(昭和20)年から2022(令和4)年現在までの国会議事録を分析する。日本政府が米軍に提供している娯楽施設は多々あるが、本稿では論点の変化を通時的に把握するために、軍専用のゴルフ場に注目する。

ゴルフ場に注目する理由の1つは、占領期から現在まで形を変えながらも維持されてきたその継続性にある。進駐当初から米軍は日本の代表的なゴルフコースを次々と接収して軍専用の娯楽施設に作り変え、現在も日本の米軍基地(三沢、厚木、座間、嘉手納)や軍専用の保養施設(多摩サービス補助施設、奥間レストセンター)のなかには大規模なゴルフ場が存在する。もう1つの理由は、日本の文脈においてゴルフ(場)は他のスポーツに比べて政治的な争点になりやすいことだ。後述するように、軍のゴルフ場は広大な土地を占有する性格から、狭小・人口過密の土地に生きる日本人の生活と対比され、権力者の特権、贅沢すぎる娯楽、地域の都市計画・宅地開発の障害物と見なされ、早急に返還すべき「不要・遊休」基地の代表例として批判されてきた。また日米首脳による「ゴルフ外交」の例にみられるように、ゴルフは日米の友好関係を象徴するスポーツという政治的な意味合いも帯びている。そのため、軍のゴルフ場は他の娯楽施設に比べて国会で取り上げられ

る機会が多く、時代による計量的な変化を捉えたり、論争内容の細かな分析を行ううえで最適な事例といえる。

具体的な分析方法として、まず国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>) を利用し、国会の場で米軍ゴルフ場に関する審議がなされた会議を抽出した。本システムは国立国会図書館が提供するデータベースで、1947年の第1回国会から現在にいたるまでの衆参両院の本会議・委員会の議事録を対象としたキーワード検索のほか、日付・発言者・会議名などを指定した検索が可能である。分析対象期間は1947年5月～2022年8月現在までに設定し、キーワードは在日米軍の呼称の変遷を考慮し、①「進駐軍 ゴルフ場」、②「駐留軍 ゴルフ場」、③「米軍 ゴルフ場」の3パターンで検索した。検索結果はそれぞれ①30件、②210件、③776件だった(2022年8月18日時点)。ただし、これらの会議の中には、「米軍」と「ゴルフ場」の問題が別の議題として扱われているケース——例えば同一の委員会において米軍基地一般の問題が議論された後、日本企業によるゴルフ場開発の問題が議論されるなど——も含まれている。そこで実際の発言内容に目を通して、上記の検索結果から米軍／ゴルフ場が別の議題として扱われている会議は除外し、さらに①～③の検索結果の重複も取り除いた結果、上記期間中に米軍ゴルフ場問題が取り上げられた会議は計187件(参議院81件、衆議院106件)となった。会議・委員会の別としては、予算委員会で取り上げられるケースが最も多く(47件)、次いで内閣委員会(33件)、沖縄及び北方問題に関する特別委員会(30件)、外務委員会(26件)の順になる(分科会、公聴会、他の委員会との連合審査会も含む)。なお、本会議で米軍ゴルフ場が取り上げられたケースは10件だった。

下図は、1947年から2022年までに米軍ゴルフ場問題が取り上げられた会議の件数をグラフにしたものである。

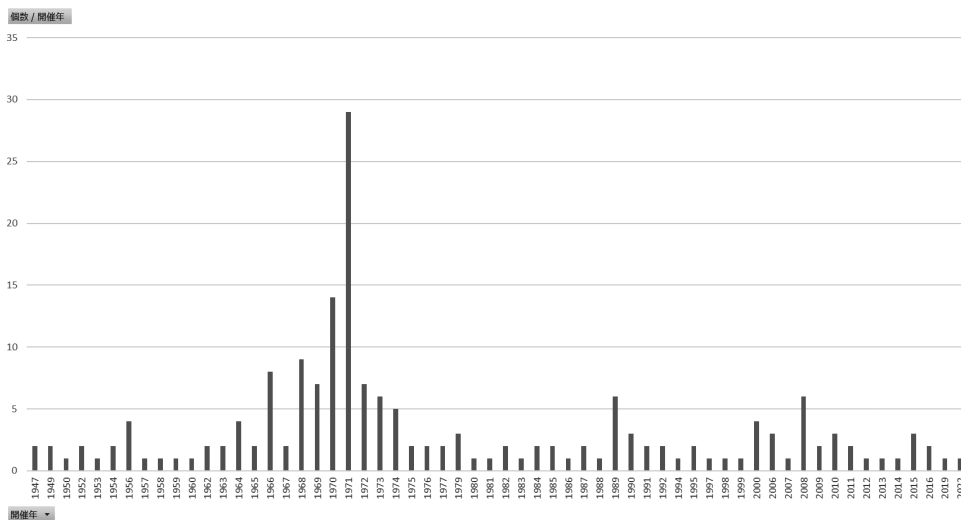


図1 国会における米軍ゴルフ場問題に関する会議件数(1947-2022年)

出典：筆者作成。

図からは、米軍ゴルフ場は占領期から現在まで継続的に国会で取り上げられてきたテーマであること、特に1960年代後半から70年代初頭にかけて活発に議論されたことが読み取れる。この時期は、米国が日本本土（主に都市部）の米軍基地の大規模な整理・縮小に乗りだし、沖縄でも施政権返還を見据えて、「本土並みの」基地縮小を求める動きが活発化した時期にあたる（川名 2020; 小山 2013）。こうして日本各地で基地返還の要求が高まる中、「不要・遊休」施設の代表例としてやり玉に上がったのが、基地内に設けられた巨大なゴルフ場だった。ただし70年代後半になると、米軍ゴルフ場が国会で取り上げられる機会は急速に減っていく。興味深いことに、1978年に「思いやり予算」が開始され、在日米軍駐留経費負担が膨張していく時期でさえ、米軍ゴルフ場問題がかつてのような頻度で取り上げられることはなくなり、たとえ取り上げられても単発的な議論で終わっている。

以上の計量的な変化を踏まえて、次節では1960-70年代の国会審議を中心に、米軍ゴルフ場に関して当時いかなる点が問題視されたか、また政府関係者がそれらの批判にいかなる論理・解釈で応答し、米軍への娯楽施設提供を正当化してきたかを検討する。

3. 1960-70年代の米軍ゴルフ場論争

占領直後から米軍は日本の民間ゴルフコースを接收し、軍関係者専用の娯楽施設に作り変えた。米軍の内部文書によると、1946年8月時点で日本本土に存在した軍専用のゴルフ場は計19施設とされ、そこには程ヶ谷、小金井、霞ヶ関など、日本を代表するゴルフ場が含まれていた（阿部 2022: 81）。講和条約締結を機に、これらの民間ゴルフ場の多くは所有者に返還されたが、米軍は講和後も継続利用した基地の中にゴルフ場を維持し、なかには講和後に新設・増設されたゴルフ場もある。1960年代の国会で最初に問題となったのは、講和後も継続利用された民有地にゴルフ場が存在したケース、すなわち太田小泉飛行場と昭島住宅地区の米軍ゴルフ場だった。

3-1. 太田小泉飛行場のゴルフ場返還問題

太田小泉飛行場とは、戦前、陸海軍の軍用機の開発・生産を手がけた中島飛行機が、自社工場の太田製作所（群馬県太田市）と小泉製作所（邑楽郡大泉町）の間に建設した専用飛行場（1941年2月完成）である⁶⁾。2つの製作所から飛行場までの間は、完成した機体を運搬するための専用道路で結ばれていた。これらの施設は、日本軍の軍用機の一大生産拠点として、米軍による空襲の主要な攻撃対象となり、敗戦後は米陸軍部隊により工場ならびに飛行場一帯が接收された。接收後、太田・小泉製作所はそれぞれ「キャンプ・ベンダー（Camp Bender）」・「キャンプ・ドリュウ（Camp Drew）」と呼ばれる米軍基地となり、飛行場を利用した物資投下訓練が行われたり、朝鮮戦争中は戦傷者運搬の拠点としても使われた。米軍専用のゴルフ場はこの飛行場エリアに設置されていた。

同ゴルフ場の存在が国会で大きく取り上げられたのは、1963年以降である。すでに太田・小泉両製作所は1950年代末に接收解除されており、太田製作所跡地には中島飛行機の後身である富士重工業の工場（現・SUBARU 群馬製作所本工場）が新設され、小泉製作所跡地には三洋電機の工場（現・パナソニック株式会社東京製作所）が誘致されてい

た。さらに1960年には「太田・大泉地区」が首都圏整備法に基づく市街地（都市）開発区域に指定され、地域内では工業団地造成に向けて、残された飛行場部分の返還要求が高まった（朝海・松浦 2013: 50-51, 59-60）。くわえて、飛行場付近では訓練中の米軍機による誤投下事故が頻発しており、基地の安全性も問題視されていた。こうした状況の中で、太田小泉飛行場を返還すべき理由の1つとして、ゴルフ場としての基地利用のあり方がクローズアップされたのだった。

同ゴルフ場をめぐる国会で提起された問題点は、以下の2点にまとめられる。第1は、日本政府が米軍の娯楽目的のために土地・建物を提供するのは日米安保条約の目的に反するという批判である（基地の使用目的に対する批判）。茜ヶ久保重光（日本社会党）によると、同飛行場はかつては投下訓練場として利用されていたが、次第にその機能は失われ、現在はゴルフ場としての利用が主な目的となっている。そのうえで、日本（極東）の安全を守るために必要な施設ならまだしも、米軍関係者が単に遊ぶために広大な土地（飛行場面積は約50万坪）を提供し続けることに対して、「最近地元の感情は非常に悪化してきた」と指摘する。また、適当な代替地が見つからないとする政府関係者（防衛庁長官・福田篤泰）の答弁に対しても、これは代替地以前の問題であり、米軍の戦略的観点からみて不必要な施設であるわけだから当然日本に返還し、「地元の首都圏整備地域としての発展に寄与する大きな責任がある」と主張した⁷⁾。

日米安保条約は、日本が米軍に提供する施設・区域の使用目的に関して、「日本国の安全」並びに「極東における国際の平和及び安全の維持」に寄与することと定めており（第六条）、また日米地位協定は施設・区域の返還について、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」と定めている（第二条）。これらの条文を踏まえると、第1の論点は、ゴルフ場としての利用が主な目的となった太田小泉飛行場は日米安保条約の目的を逸脱しており、日米地位協定に基づき日本に返還すべきだという主張と言いかえられる。

当時この主張に関して争われたのは、太田小泉飛行場が実際に軍事目的で使われていないかどうかであり、防衛庁や防衛施設庁の担当者は、今でも投下訓練は頻繁になされると主張し、使用目的の変更自体を否定する立場をとった⁸⁾。次項で述べるように、政府関係者は後に、米軍基地内に娯楽施設（ゴルフ場など）を建設することは地位協定で認められているとする主張を展開していくが、太田小泉飛行場に関する政府答弁ではこの主張はまだ登場していない。

第2に問題視されたのは、同ゴルフ場の利用者が米軍関係者に限定されず、実際には日本人利用者が多数を占めていたことだ（基地の利用者に対する批判）。この利用状況については日本政府も認めており、1964年2月国会で福田篤泰（防衛庁長官）は、日本人利用者が月平均で約三千人にのぼるのに対して、米軍関係者は「わずか数十名に足りない」と述べている⁹⁾。つまり、この時点で「軍専用の」ゴルフ場とは言い難い状況が生まれていたわけだが、その理由として、1950年代後半に米軍地上部隊が日本本土から次々と撤退したことが挙げられる（林 2012: 107）。この大規模な部隊再編の中で、群馬県内の米軍施設（先述した Camp Bender, Camp Drew を含む）も返還が進み、ゴルフ場の利用客だった米兵やその家族が激減した。以上の経緯を踏まえて東海林稔（日本社会党）は、本来、米軍に必要不可欠なものとして提供されたはずの土地・建物が、米軍関係者がほとん

ど利用していない状況下でも基地として存続する矛盾を指摘する。

「米軍が必要やむを得ないものなら、これは忍びがたきを忍んでも提供するということは考えられます。しかし米軍が……何ら利用していない、日本人が毎日ゴルフをやっている、そこを米軍の基地だとして提供しなければならぬ根拠というものはないと思う。住民感情とか、そういう問題でなしに、この防衛庁の施設用地の提供に対する基本的な考え方、かまえの問題じゃないか、こんなふう思うのです。」¹⁰⁾

日本政府の基地提供に対する「基本的な考え方、かまえ」の問題は、駐留米軍への施設提供事務を掌る調達庁（1962年に防衛施設庁へ再編）が同ゴルフ場の運営方法についてほとんど関知・関与していなかった点にも表れている。1963年2月国会での林一夫（防衛施設庁長官）の答弁によると、1950年代後半に米軍施設の閉鎖が相次ぎ、群馬県でも多くの駐留軍労働者が職を失ったが（県全体で3千名程）、その際に群馬県は離職者対策の一環として、太田小泉飛行場の管理権を有する米軍と協議し、ゴルフ場運営を県の観光公社に任せる契約を結んだという（その結果、離職者百数十名がゴルフ場で職を得た）¹¹⁾。しかし林は、この群馬県と米軍との取り決めに調達庁は関与していないと答弁しており、米軍施設の運営状況を国として把握・点検する姿勢はみられない¹²⁾。また太田小泉飛行場の返還交渉について問われた際も、福田篤泰（防衛庁長官）は「県側と米軍とお話し合いになって何らかこれに対する一つの考えをおまとめになる、私どもは側面的にいつでもお手伝いをいたしま〔す〕」と述べるにとどまり、それを聞いた東海林稔（日本社会党）は、米軍との返還交渉は県ではなく国が主導して行うものであり、知事に責任を転嫁すべきではないと批判した¹³⁾。

3-2. 多摩弾薬庫へのゴルフ場移設問題

次に国会で大きく取り上げられた事例として、昭島住宅地区（東京都昭島市）から多摩弾薬庫（東京都南多摩郡稲城町）への米軍ゴルフ場の移転問題を見ていく。昭島住宅地区とは、元々は昭和飛行機工業・東京製作所（1938年開設）が置かれていた場所で、1945年9月に米軍が工場全域（飛行場を含む）を接収し、講和後も駐留軍の資材置場（「資材廠」）という名目で継続利用された¹⁴⁾。その後、接収施設は一部返還されたが、飛行場周辺の土地は戻らず、敷地内には米軍家族住宅やゴルフ場が建設されるなど、当初の使用目的とは大きく様変わりしていた。こうした状況を捉えて、昭和飛行機工業が国を被告として基地返還訴訟を起し（「昭島市田中町の米軍ゴルフ場明渡し請求訴訟」）、東京地裁の第一審では国が敗訴（1964年6月23日）、国は上訴するも東京高裁から和解勧告があり、米軍とも協議した結果、代替ゴルフ場を用意する代わりに昭島住宅地区を返還する案がまとまり（1965年12月和解）¹⁵⁾、多摩弾薬庫¹⁶⁾にゴルフ場が新設されることになった（1969年から運用開始）。これにより昭島住宅地区は1969年8月に全面返還、跡地は日本人に開かれたパブリック制のゴルフ場として整備され、同年11月に「昭和の森ゴルフコース」が開業した。以上の問題は、多摩弾薬庫へのゴルフ場移設計画が新聞やニュース番組で報じられた1966年初頭から、国会でも大きく取り上げられた。

この移設問題をめぐる第1の争点は、日本政府が娯楽目的のために土地・建物を提供す

ることの妥当性である。この論点はすでに太田小泉飛行場の事例でみられたが、今回は基地返還訴訟での国の敗訴を受け、日米地位協定の条文解釈に踏み込んだ議論が展開された。1966年3月国会で野原覺（日本社会党）は、まず昭島住宅地区のゴルフ場について、元々「資材廠」として提供された土地に新たにゴルフ場を建設する行為は「使用目的の変更」にあたり、日米地位協定によれば日米合同委員会で協議すべき案件であると指摘し、日本側の同意を得ないまま米軍が独断でゴルフ場を建設したことを問題視した。また、そもそもゴルフ場自体が、日米安保条約で謳われた日本（極東）の安全を達成するうえで不可欠なものとは言い難く、事実、東京地裁の判決理由でもゴルフ場としての利用は駐留目的に反することが確認されていると論じた。そのうえで、米軍が日本政府の了解を得ずにいわば勝手に作った（そして裁判所に協定違反を指摘された）ゴルフ場の移設費用を日本政府が負担する必要があるのかと迫った。さらに野原は、これらの移設費用が「ゴルフ場移転費」ではなく「昭島住宅移設工事費」という中身を曖昧にした名目で予算計上されている点も問題視した¹⁷⁾。

上記の批判のうち、まずは使用目的の変更は日米間で協議すべきという手続き上の批判に対する政府答弁をみていく。この点について安川壯（外務事務官北米局長）は、演習場や射撃場などの「周辺の住民の公共とか安全というものに非常に影響のある施設」の場合はその使用条件について合同委員会で協議するが、それ以外は「ゴルフ場を含めまして、どういう施設をつくるかということは、米軍が自分の決定し得る権利を持ってお〔り〕」、「あらためて合同委員会にはかって日本側の同意を必要としない」と説明する。したがって、「日本側としてはゴルフ場をつくったことに対して、その事実は知っておりますけれども、それに対して新たに合同委員会の協議を要求するという必要はない」と主張する¹⁸⁾。太田小泉飛行場の事例と同様、米軍に提供された土地・建物が今現在どのように使われているかに関して日本政府が知り得る情報は限られており、特にゴルフ場のような非軍事施設の場合は、米軍側から事前に何の連絡もなく事が進められていたこと、それを日本政府も容認していたことが分かる。

次に、娯楽目的での基地利用に対する政府答弁を見ていこう。この点について、先述した太田小泉飛行場の場合は、日本政府は訓練実績を挙げて使用目的の変更を否定する態度をとっていた。これに対して今回の移転問題では、日米地位協定第15条を論拠にして、基地内に娯楽施設を設置することは協定違反ではないとする主張を展開していく。ここで問題となる第15条の条文を確認しておこう。

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

「歳出外資金による諸機関」（英文：non-appropriated fund organizations）とは、外務省の解説によれば、「その機能の継続のために毎年の又はその他の予算配賦を受けず、かつ、その収入を国庫の歳入に納付することを要求されていない」機関を意味する（琉球新報社

編 2004: 128)。要は、運営資金をアメリカの国家予算からの支出（歳出）に頼ることなく、基本的に独立採算制で運営されている組織のことで、アメリカの言説ではよく、米軍が兵士やその家族に提供する福利厚生プログラム（MWR）の資金源がアメリカ国民の税金に依存しておらず、軍が運営する販売所や娯楽施設の売上などにより、軍みずからが稼いでいることが強調される。

ここで確認しておきたいのは、地位協定第15条を論拠にして基地内のゴルフ場を正当化する場合、ゴルフ場は「歳出外資金による諸機関」にあたるという前提が必要になり、それにはゴルフ場の運営が独立採算制をとっていること、すなわち、米軍みずからが運営資金を捻出していることが求められる点だ。そして実際、この時期の政府答弁では、基地内のゴルフ場はすべて「米軍の経費」で設置・運営されていることがくり返し強調されている¹⁹⁾。これは言い換えれば、当時の日本政府は基地内のゴルフ場を「地位協定の枠内」として容認する立場をとりながらも、その建設・運営費用まで日本政府が負担するのは不相当だとする立場をとっていたことを示している。では、この枠組みのなかで、多摩弾薬庫への移設費用を日本政府が肩代わりした点はどのように正当化されるのか。これが2つ目の論点である。

第2の論点は、日本側が負担すべき費用の範囲に関わる。地位協定第24条は、日米の費用分担の原則を次のように定めている。

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

前田（2010: 165）や川瀬（2011: 263）は、上記の第2項は、日本が米軍に土地・建物を提供する際に、日本側は、そこが国有地であれば無償で、別に所有者がいる場合は「補償」（借上料・補償費など）を払って、「合衆国に負担をかけないで提供」することを定めたものであり、第1項は、日本側が提供した土地・建物において「合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費」（施設整備費、基地従業員の人件費、光熱水費など）は「日本国に負担をかけないで合衆国が負担すること」を定めたものと解釈する。そして両者はいずれも、この分担原則は、日米地位協定が結ばれた1960年から「思いやり予算」が登場する1978年までは、日米両国で守られてきたと主張する。

上記の解釈に従えば、基地内にゴルフ場を建設する費用はアメリカ側の負担となるはずである。ゴルフ場を「歳出外資金による諸機関」と見なすのであれば、定義上、その費用は米軍みずからが捻出すると考えるのが自然である。となると、日本政府はいかなる根拠に基づいて多摩弾薬庫のゴルフ場建設費を支払ったかが問題となる。

この点について安川壯（外務事務官北米局長）は、日本が提供した土地に米軍が必要な施設を新設する場合（＝昭島住宅地区のゴルフ場）、その費用は米軍側が負担するが、日

本政府の要請に応じて基地内にあった施設を他に移設させなくてはならない場合（＝多摩弾薬庫のゴルフ場）、その費用は日本側が負担すると説明する。そしてその先例として、東京オリンピックの選手村や競技場用地を確保するために「ワシントンハイツ」（旧代々木練兵場跡）の米軍住宅を移転させた際、その移設費用を日本政府が負担したことを挙げる²⁰⁾。これと関連して松野頼三（防衛庁長官）は、多摩弾薬庫のゴルフ場建設は、純粋に新規の建設というよりも一種の「補償措置」と捉えるべきだと主張する。それは住民に立ち退きを求める際に国が補償を行うのと同様の措置で、元々あった施設がゴルフ場だったから「原状回復」したにすぎないという²¹⁾。さらに山上信重（防衛施設庁長官）は、基地内のゴルフ場は地位協定第15条で認められた諸機関に該当するとしてうえて、日本政府が移設費用（5億円程度²²⁾）の支払いに応じたもう1つの理由として、元は民有地である昭島住宅地区に多額の借上料（年間1億3千万円）を払い続けるよりも、国有地（多摩弾薬庫）に移設した方が国の経済的負担は軽くなることを挙げ、それが合理的な判断であることを強調した²³⁾。

こうして代替施設の提供であれば、日本政府は基地内の施設整備費を負担できるという解釈が政府見解となっていく。と同時に、この頃から米軍側は基地返還の条件として、日本政府負担による代替施設の提供を当り前のように要求するようになる。

3-3. 公明党の在日米軍基地総点検

以上みてきた2つの事例はいずれも民有地が米軍に提供されたケースであり、占領終了後も地域内に居座り続ける米軍に対して、基地利用の妥当性・必要性を問い直すものだった。もちろん、ゴルフ場以外にも民間に返還されない土地・建物は数多くあったわけだが、ゴルフ場は広大な面積を必要とする割には米兵の「遊び」に関わるものであるため、早急に返還すべき「不要・遊休の」米軍基地の象徴として議論的になりやすかったといえる。

さらに1968年に入ると、ベトナム反戦運動とも連動しつつ日本国内の反米軍・反基地闘争は過激化し（佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争、王子野戦病院反対闘争、九州大学ファントム墜落事故とそれに続く板付基地撤去運動など）、これを受けて日米両政府レベルでも本土の米軍基地再編に向けた動きが活発になっていく。川名の整理によると、1968年8月には三木武夫外相とジョンソン駐日大使の会談が催され、その席上でジョンソンは米軍が軍事的プレゼンスを長期的に維持するためには接受国の国民の理解が必要だと語り、三木は同年に佐世保や福岡で起きた反基地闘争に触れ、基地再編の必要性を示唆した。さらに翌9月の第五回日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）では、議題として初めて基地問題が俎上に載り、そこで日本政府からの基地再編案として、①米軍と共同使用の協定を結んで米軍基地を自衛隊に移管する、②使用頻度の低い米軍基地は整理・縮小する、③補助的な施設（家族住宅やレクリエーション施設など）は可能なかぎり削減（または高層化して集約）する、という案が示された。また10月には三木外相が渡米してラスク國務長官と会談し（三木・ラスク会談）、防衛上どうしても必要な重要度の高い基地だけを残して、それ以外の基地を削減することが将来の課題であるとの認識を伝えた（川名 2020: 45-54）。

一方、米国側でも、日本政府から基地縮小の要請がだされる前から、国防総省主導によ

り海外兵力の削減計画が進められていた。こうした中で、日本の反基地運動の高まりに危機感を感じた国務・国防両長官は1968年7月、在日米国大使館ならびに太平洋軍司令部に対し、在日米軍基地の見直し作業の開始を命じた。その目的は「米国の国益にとって絶対的に不可欠な基地を維持しつつ、優先順位が低くかつ潜在的に紛争の火種となる基地を削減あるいは撤収すること」にあり、「とりわけ基地がもつ重大な政治的敏感性 (political sensitivity) に対して格別の注意を払う」ことが求められた (川名 2020: 68-69, 72)。その後、1968年11月には米国側から日本の外務省に対して、9月のSSCで示された日本側の提案に対する米国側の回答として、大規模な基地再編計画——計画を主導したジョンソン駐日大使とマケイン太平洋軍司令官の名前を冠して「ジョンソン・マケイン計画」と呼ばれる——が提示された。そこには計54施設の米軍施設の返還もしくは移転可能性が示されており、その規模は本土の基地の約3分の1に及んでいた (川名 2020: 59-610)。

以上のように日米政府間で基地縮小に向けた協議が進められる中、日本の国会での米軍ゴルフ場論争に影響を与えたのが、公明党が1968年7月から開始した在日米軍基地の実態調査であった。これは日本本土の米軍施設・区域 (計145ヶ所) について、その規模、使用状況、基地問題の有無等を調べたもので、結果は同年12月に『在日米軍基地の総点検』と題して公表された。同書では、日本本土には使用されていない基地や目的外使用されている基地が多く、全基地の3分の2が返還可能であると指摘されており、そのうち「目的外に使用されている」基地として計10ヶ所のゴルフ場が挙げられていた (下表)。この調査結果をもとに、1968年以降の国会では、公明党議員を中心に、米軍ゴルフ場などの「不要・遊休」基地を放置してきた政府への追及が過熱した。

	名称	場所	接収年月	返還年月	備考
1	太田小泉飛行場	群馬県太田市	1945年10月	1969年	
2	昭島住宅地区	東京都昭島市	1945年9月	1969年8月	ゴルフ場の建設時期は1956年
3	根岸競馬地区	神奈川県横浜市	1945年9月	1969年	ゴルフ場の経営開始は1949年9月
4	三沢飛行場	青森県三沢市	1945年7月	継続中	
5	キャンプ朝霞	埼玉県北足立郡朝霞市、東京都練馬区大泉町	1945年8月	1973年6月	前身は東京ゴルフ倶楽部朝霞コース (1932年開業)
6	厚木海軍飛行場	神奈川県大和市、高座郡綾瀬町、海老名町	1945年9月	継続中	1952年8月に厚木ゴルフコース9H新設 1954年6月に厚木ゴルフコース9H増設
7	キャンプ座間	神奈川県相模原市	1945年9月	継続中	1947年3月に座間ゴルフコース9H新設 1954年8月に座間ゴルフコース9H増設
8	岩国飛行場	山口県岩国市	1945年9月	継続中	
9	雁ノ巣空軍施設 (※ゴルフ場は キャンプ博多)	福岡県福岡市	1945年	1972年11月	
10	崎辺地区	長崎県佐世保市	敗戦直後	1974年12月	
参考	多摩弾薬庫 (現・多摩サー ビス補助施設)	東京都南多摩郡稲城町	1946年	継続中	昭島住宅地区のゴルフ場の代替施設として 1969年から運用開始

出典：公明党 (1968: 28) をもとに筆者作成。ゴルフ場の建設・開業年は、安達建設グループ (1994: 184, 188, 190) および第51回国会衆議院予算委員会第22号、昭和41年3月5日を参照。

公明党議員が提起した第1の論点は、上記の基地をゴルフ場として利用するのは「目的外使用」にあたるため、早急に日本に返還すべきという主張である。こうした基地の使用目的に対する批判は、1960年代以降くり返されてきたが、この時期には、軍のゴルフ場が高度経済成長期の人口集中・土地不足に悩む都市部に集中していることが強調され、人口過密の悪化した生活環境に生きる日本人と対比して、広々とした土地で娯楽を楽しむ米軍家族のゆとりある生活が攻撃された²⁴⁾。

これに対する政府関係者の答弁は、先の移転問題と同様に、ゴルフ場は「歳出外資金による諸機関」にあたり、基地内に米軍がゴルフ場を設置することは目的外使用にはならないとするものだった。例えば1970年5月国会で山上信重（防衛施設庁長官）は、ゴルフ場は「日本国の安全及び極東の平和のために必要な施設の中に入るのか」という質問（公明党・峯山昭範）に対し、「ゴルフ場は直接に安全の目的を達するわけではない」が、地位協定第15条で認められたレクリエーション施設に該当すると述べ、また基地内のゴルフ場は（多摩弾薬庫を除いて）「米軍もしくは米軍人が直接費用を出してつくったもの」で、米兵やその家族の「ポケットマネー」で運営されていると答弁している²⁵⁾。この頃になるともはやゴルフ場を「日本（極東）の安全」（日米安保条約第6条）と整合させようとする姿勢は消え、地位協定第15条を論拠に正当化するパターンが定着していた。

公明党議員が追及した第2の論点は、米軍ゴルフ場の利用者に相当数の日本人が含まれており、「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため」（地位協定第15条）という原則を逸脱していたことだ。この基地の利用者に対する批判も以前から存在したが、今回の場合は、基地問題の担当省庁である防衛庁幹部らが名誉会員証を交付され基地内のゴルフ場で遊んでいた実態が暴露され、政府への追及が過熱した²⁶⁾。さらにこの時期には、軍のゴルフ場が「歳出外資金による諸機関」として明確に位置付けられたことに伴い、ゴルフ場の運営資金が日本人ゴルファーの利用料で成り立っていることや、日本の地方税法が適用されない軍の娯楽施設を日本人が利用していることの問題点などが議論された²⁷⁾。

日本政府は、基地内のゴルフ場を利用する日本人について、「日米親善」を目的として米軍関係者から紹介された「一部の」日本人に限られるものであり、この程度なら地位協定違反にはあたらない、と容認する立場をとった²⁸⁾。実際の利用者数に関する政府答弁でも、日本人利用者の割合は（基地ごとに違いはあるが）全体の1割から3割程度であり、あくまでも主な利用者は米軍関係者であることを強調した²⁹⁾。これに対して公明党議員は、独自の調査結果として、米軍ゴルフ場の中には、会費さえ払えば日本人も自由に会員になれるゴルフ場（雁ノ巣、三沢）や、会員制をとらずに利用料金さえ払えば日本人を受けいれているゴルフ場（座間、多摩）があり、「完全にと言っていいほどまでに民間ゴルフ場と同等の状態になってプレーされている」と論じた³⁰⁾。

利用者全体の1～3割を日本人が占めている状態を限定的・部分的な利用と呼べるのかはともかく、基地内のゴルフ場を利用する日本人が年々増えていることは、政府関係者も認めていた。興味ぶかいのは、日本人の利用者が増えている理由として、米軍関係の利用者だけでは独立採算制の運営を維持できない米軍ゴルフ場の実態が語られている点だ。この点について山上信重（防衛施設庁長官）は、元来は米軍関係者の利用を主に想定していたが次第にその数が少なくなったことや、軍関係者は主として土日に利用するため平日に

空きがあったことが、米軍当局が日本人にもゴルフ場を開放した理由だろうと述べており、「米軍が撤退して、独立採算だから、採算が維持できないから民間に開放した」という黒柳明（公明党）の解釈に同意した³¹⁾。

以上の答弁を踏まえると、日本人を受け入れなければ経営が成り立たないほど軍関係の利用者が少なくなったゴルフ場のために、日本政府はそれが米軍に不可欠だとして、国有地または民有地を無償で提供していたことになる。〈米軍による・米軍のための〉ゴルフ場という本来の目的が有名無実化する中で、政府関係者の間でも、米軍側のニーズを満たす方法として、基地内に専用ゴルフ場を設けるのではなく、日本の民間ゴルフ場を米軍に開放するという代替案（防衛庁長官・有田喜一）が検討されはじめる³²⁾。結局、この計画は実現しなかったが、実は当時アメリカ国内でも、日本の反基地運動の高まりを懸念して、在日米軍は基地内のゴルフ場を速やかに手放すべきだという勧告がなされていた。次節ではこの可能性が示された米国側の議論として、サイミントン委員会による海外米軍基地調査に目を転じたい。

3-4. サイミントン委員会の海外米軍基地調査

サイミントン委員会とは、ニクソン政権発足直後の1969年1月に、民主党議員フルブライト（James W. Fulbright）が議長を務める米上院外交委員会に設置された「安全保障取り決め及び対外的関与に関する小委員会」のことで、委員長を務めた民主党議員 Stuart Symington の名前をとって、通称「サイミントン委員会」と呼ばれる。川名によれば、当時アメリカ国内では、米国の外交政策は国防総省と軍に支配されているとの見方が広がっており、政府への信頼が失われていた。そこでサイミントン委員会は、海外での米軍の活動実態やその問題点を包括的に調査し、軍の暴走に歯止めをかけることを目的としていた。現地調査は1969年6月に開始され、委員会直属の調査員（元ワシントン・ポスト記者のW・ピンカスと弁護士のR・ポール）がバンコク、マニラ、ラオス、ソウル、東京、那覇などを視察（日本および沖縄には7月5日～12日まで滞在し、米軍基地等を視察）した。また9月以降は、これらの調査を踏まえて、関係者に対する非公開の聴聞会が開かれ、1970年1月26日～29日には日本と沖縄をテーマとする聴聞会が開催された。聴聞会の内容は、国家安全保障に関わる部分を削除した上で公開するとされており、1970年8月に議事録の一部が公開、12月には最終報告者が公開された（川名 2020: 122-129）。

本稿で注目したいのは、このサイミントン委員会の調査において、東京都市圏に存在した軍専用のゴルフ場が、占領期の日米関係をひきずった国防総省や軍の既得権益として、議論的になったことである。以下ではまず、聴聞会で米軍ゴルフ場問題がどのように議論されたかを整理する³³⁾。

調査員のポールは、現在日本では不必要な米軍基地の返還を求めるナショナリズムが高まっていると指摘し、そのような基地の一例として東京都市圏の4つのゴルフ場——具体名は記されていないが、おそらく時期的にみて、多摩、朝霞、厚木、座間のゴルフ場を指す——を挙げた。この説明を聞いたフルブライトは、そのような都市部に軍専用のゴルフ場があることに驚き、「アメリカ人は日本のゴルフコースの利用を認められていないのか」と尋ねた。これに対して聴聞会に出席したジョンソン（Alexis U. Johnson）国務次官（前駐日大使）は、そうではないが、①日本のゴルフ場は利用料金が高すぎると指摘し、ま

た、②日本人は米軍関係者が日本のゴルフ場を利用するよりも軍専用のゴルフ場をもつことを望んでいるとも主張した (pp. 1252-1253)。

さらに①の理由としてジョンソンは、日本には会員制のゴルフ場が多く、その利用資格は排他的で、会員価格も高いと付け加えた。そのため、米軍人のなかにも日本のゴルフクラブの会員（例えば霞ヶ関 CC）はいるがその数はわずかだという。これを聞いたフルブライトは、日本のゴルフ場が会員制ばかりなのは「おかしい (strange)」と述べ、それならば軍のゴルフ場を返還してパブリックコースにしてはどうかと示唆した。しかしジョンソンはこの提案に「否」と切り返し、たとえゴルフ場を返還しても会員制のゴルフ場になるのが落ちだろうと答えた (pp. 1253-1254)。聴聞会直前には、かつて軍のゴルフ場だった昭島住宅地区がパブリック制の「昭和の森ゴルフコース」としてリニューアルされていたのだが、そのことはジョンソンの念頭になかったようである。

またジョンソンは、②に関して、近年日本でもゴルフが普及し、アメリカ人と日本人が利用するゴルフ場に大差はなくなっていると付け加えた。つまり、日本人に比べてアメリカ人が贅沢なゴルフ場を使っているわけではなく、軍のゴルフ場に対する日本人の反感はないというのである。むしろジョンソンは、軍のゴルフ場をなくした結果、日本人と米軍人がゴルフ場の予約を奪い合うようになるのは「きわめて不幸だ」と語り、米軍ゴルフ場問題はそれほど深刻ではないと片づけた (pp. 1252-1254)。

米軍ゴルフ場問題は深刻ではないとするジョンソンの主張に対し、聴聞会では、先述した公明党の在日米軍基地に関する調査結果（米軍ゴルフ場は日本に10カ所もあり広大な面積を占めることや、米軍基地の存在が騒音、航空事故、市の発展の障害になるといった日本国民の不満）が紹介され、この問題に対する関係者の見解が問われた。これに対して駐日大使館のジョージ (Scott George) 公使 (政治・軍事問題担当) は、公明党の調査結果は大きな反響を呼び起こすことなく「大失敗 (a flop)」に終わっており、今のところ日本政府からも、日本の世論からも——板付飛行場を除けば——大きな返還要求は起きていないと主張した (p. 1254)。調査員のポールは、東京都市圏に軍専用のホテルやゴルフ場を保有し、同等の施設を提供しないかぎり移転しないと居座る軍の態度を「占領期の態度の名残り (a vestige of the occupation attitude)」ではないかと詰問した。しかしジョンソンはこれを否定し、その根拠として山王ホテル (永田町の軍専用ホテル) をめぐって目立った大衆暴動や事件は起きていないことを挙げた (pp. 1258-1259)。サイミントンは、「誇り高き国民 (a people of great pride)」である日本人がなぜ米軍の駐留を嫌がらないのか、米軍はいまや自由主義諸国で第二位の経済大国でもある日本になぜ留まり続けるのか理解に苦しむと語った。これに対してジョンソンは、現在日本人の関心や怒りは沖縄返還問題に向けられており、本土の米軍基地や米軍の存在そのものには向けられていないと答えた (pp. 1259-1260)。以上の聴聞会での質疑応答からは、米軍ゴルフ場を占領期の日米関係をひきずった既得権益として問題視するサイミントン委員会に対し、駐日大使館や国務省関係者がこの問題を矮小化し、重大な問題として扱わず、基地内のゴルフ場を頑なに守ろうとしたことが分かる。

しかし関係者の弁明にもかかわらず、委員会の最終報告書 (1970年12月21日付) は、軍専用のゴルフ場のような不要な基地の返還を迫るものだった³⁴⁾。報告書では、大規模な米軍基地を維持したままの日米関係は、対等なパートナーシップというより「勝者と敗

者」の関係に近いとされ、不要な基地まで頑なに維持しようとする「軍事症候群 (military syndrome)」の表れとして、軍専用のゴルフ場や多摩弾薬庫 (キャンプ場などに利用) の存在が指摘されている。また、従来これらの施設に対して米軍は、他に代替施設が用意されない限り返還しないという態度をとってきたが、米軍の撤退を求める世論の圧力、返還が日本社会にもたらす経済的利益、将来的に反米感情が高まる可能性はいずれも明白であり、駐留米軍にとって必要不可欠な施設は速やかに自衛隊との「共同使用」に移行し、「主として利便性の観点から正当化されている施設はすべて返還する方向に進むべきだ」と勧告した。

なお、当時問題となったゴルフ場のその後の返還状況について補足すると、公明党の調査で言及された10カ所のゴルフ場のうち、現在までに返還されたのは計6カ所である。具体的には、1969年に太田小泉飛行場 (群馬県)、昭島住宅地区 (東京都昭島市)、根岸競馬地区 (神奈川県横浜市、現・根岸森林公園) が返還、72年に雁ノ巣空軍施設 (福岡県福岡市、現・海の中道海浜公園)、73年にキャンプ朝霞 (埼玉県)、74年に崎辺地区 (長崎県佐世保市) が返還された。この時点で本土に残された米軍ゴルフ場は、キャンプ座間、三沢飛行場、厚木海軍飛行場、岩国飛行場、そして昭島住宅地区の代替ゴルフ場が建設された多摩弾薬庫 (現・多摩サービス補助施設) の5カ所となる。一方、2008年の国会資料には、日本国内の米軍ゴルフ場として、上記5つのゴルフ場のほかに、東京の横田基地、沖縄の奥間レストセンター、嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ瑞慶覧のゴルフ場が挙げられている (「在日米軍基地内ゴルフ場施設に関する質問に対する答弁書」2008年4月)。以上から、米軍ゴルフ場の返還時期は1969～74年に集中しており、その後は30年あまり返還は進まなかったことが分かる。

4. まとめ

本稿では、日本政府による米軍への娯楽提供が歴史上どのように正当化されてきたかを把握するため、基地内のゴルフ場が大きく問題視された1960年代～70年代前半の国会議事録を分析した。そこで争われた問題は大きく分ければ、①娯楽目的の基地提供の妥当性に関する問題、②ゴルフ場の費用負担の問題、③ゴルフ場の利用者に関する問題に分けられる。

第1の問題に関して、政府関係者は当初、日米安保条約で謳われた駐留目的 (日本・極東の安全) との整合性を重視し、基地の軍事的機能が継続していることを主張していたが、次第にゴルフ場を「歳出外資金による諸機関」と位置づけ、基地内における娯楽施設の設置を「地位協定の枠内」として正面から肯定する立場をとっていく。

第2に、基地内のゴルフ場の設置・運営費用に関しては、地位協定の費用分担の原則からして、日本政府が施設整備費まで負担するのは不適当だとする見解が政府内部には存在した。この原則が大きく崩れたのは、急速な円高のなかで財政難に苦しむ米国への「思いやり」の立場から、日本政府が基地内の施設整備費、人件費、光熱水費を負担しはじめる1978年以降である。ただし同時に注目したいのは、この時点において、日本側の要請により既存の施設を他に移設させる場合は、その費用は日本政府が負担するという論理が形づくられたことである。冒頭で述べた泡瀬ゴルフ場の移設問題のように、基地の返還を実現するたびに、別の場所に新しい娯楽施設が日本政府負担で建設されるという慣例は、こ

の時期に確立されたのである。

第3に、軍専用のゴルフ場を日本人が利用している点について、政府関係者は、一部の日本人の「日米親善」を目的とした利用であれば容認する立場をとった。ただし政府答弁から窺えるのは、当時基地内のゴルフ場を利用する日本人が増えた理由は、「日米親善」の意識が高まったからではなく、日本人を受け入れなければ独立採算制の運営を維持できないほど米軍ゴルフ場の財政状況が厳しかったからである。アメリカ側の言説では、基地内の娯楽施設の運営に関して、それが独立採算制の組織で、米国民の税金に依存していないことばかりが強調されるが、そのような運営方法が維持できるのは、少なくとも日本の米軍基地の場合、娯楽施設の設置・運営費用に日本人の税金が投入されており、また日本人にも施設が開放され、その利用料が運営費用の一部になってきたからなのだ。

1960-70年代に国会で頻繁に取り上げられた米軍ゴルフ場問題は、その後、国会で審議される機会が急激に減っていく。その理由の1つは、先にみたように本土の都市部に君臨したゴルフ場の多くが返還され、国民の眼からゴルフ場の存在が「不可視化」したことに求められるだろう。その後もゴルフ場というテーマは国会で扱われるが、1970年代後半になると基地問題との結びつきは次第に弱くなり、むしろ高度経済成長期の大規模な土地開発、乱開発による自然破壊、会員権売買をめぐる裏取引・政治的癒着、沖縄での土地収奪・レジャー開発などの観点から取り上げられることが多くなっていく。また現在でも、米軍との特別協定改定のタイミングで米軍駐留経費の増大や基地内の娯楽施設の妥当性が追及されることはあるが、いずれも単発的で、1960年代後半～70年代ほどの持続性は失われている。

注

- 1) 特別協定とは、日米地位協定の規定では米国が負担するとされている経費の一部を、「暫定的」「特例的」に日本が負担することを取り決めたものである。
- 2) 第175回国会衆議院予算委員会第2号，平成22年8月3日。
- 3) 第208回国会参議院外交防衛委員会第4号，令和4年3月24日。岩国基地への「思いやり予算」投下の実態については前田（2000: 102-103）を参照。
- 4) 第204回国会参議院外交防衛委員会第6号，令和3年3月30日。
- 5) 前田は、基地内で働く従業員の人事管理に関して、日本側のチェック機能はきわめて弱いと指摘する。娯楽施設や物品販売所（PX）などで働く駐留軍労働者の場合、給与支払い事務はアメリカ側が握っており、日本側は請求された給与を振り込むだけで、実際に誰の手はどう渡っているかの実態はつかみにくいという（前田 2000: 229）。また川瀬も、駐留軍労働者の雇用形態は、制度上は日本政府が雇用主となり米軍に提供する「間接雇用」になっているが、日米両国が協議して決めるのは労働者数の上限だけで、具体的な職種について日本側に発言権はないと指摘する（川瀬 2011: 1102）。
- 6) 同飛行場は「太田飛行場」「太田大泉飛行場」「太田小泉飛行場」など様々な呼称があった。本稿では、太田・小泉製作所の間に建設された飛行場という意味で、「太田小泉飛行場」と呼ぶ。
- 7) 第46回国会衆議院内閣委員会第2号，昭和39年2月20日。
- 8) 太田小泉飛行場での演習頻度について、福田篤泰（防衛庁長官）は、米軍はパラシュート降下訓練を月平均9日間の頻度で行っており、「米軍側としては必要な訓練であると考えておる」

- と答弁した。これに対して茜ヶ久保重光（日本社会党）は、実際は「一カ月に四、五日くらい、しかも申しわけの一日二時間か三時間する投下演習」で、「重大な投下演習場でない」と反論した（第46回国会衆議院内閣委員会第2号，昭和39年2月20日）。また小野裕（防衛施設庁長官）は、「最近一年半ほどの間に、物資の投下訓練は千二百回ほど、兵員の降下訓練は二百十二回ほどやっておる」と答弁したが、これに対しても茜ヶ久保は「最近ほとんど人員降下はやっておりません。……物資も、少ないときは一カ月に数回、多いときで一週間に二回くらい」と否定した（第48回国会衆議院予算委員会第二分科会第5号，昭和40年2月26日）。
- 9) 第46回国会衆議院予算委員会第一分科会第6号，昭和39年2月22日。
- 10) 第46回国会衆議院予算委員会第一分科会第6号，昭和39年2月22日。
- 11) この契約書は1958年11月28日付で交わされた（第60回国会衆議院外務委員会第1号，昭和43年12月17日）。
- 12) 「この施設の管理権は米側が持っているわけであります。管理権に基づきまして県の公社にこのゴルフ場の運営を認めたということでございます。調達庁とはそういう点においては関係はないわけでございます」（防衛施設庁長官・林一夫の答弁，第43回国会衆議院予算委員会第一分科会第4号，昭和38年2月20日）。「ゴルフ場として使用している関係につきましては、国、政府、私どもの関係におきましては、全然タッチしていない事柄であるということをおし上げておきたいと思っております」（防衛施設庁長官・小野裕の答弁，第48回国会衆議院内閣委員会第48号，昭和40年6月2日）。
- 13) 第46回国会衆議院予算委員会第一分科会第6号，昭和39年2月22日。
- 14) 昭和飛行機の土地は、講和後も駐留米軍に提供する施設・区域を示した官報（1952年7月）では、「極東空軍資材廠A地区」と記載されていたが、日米安保条約改定後の日米合同委員会（1961年4月）において施設名称を「昭島住宅地区」に変更することが合意された（第51回国会衆議院予算委員会第22号，昭和41年3月5日）。
- 15) 山上信重（防衛施設庁長官）は、「和解の条件を実施するために当時米側と話し合いましたところ……かわりのゴルフ場を提供してほしい」と言われたと答弁している（第58回国会参議院決算委員会第2号，昭和43年2月28日）。
- 16) 多摩弾薬庫とは、1938年に開設された旧陸軍火工廠多摩火薬製造所で、1946年に米軍が接収して弾薬庫として使用したことから「多摩弾薬庫」と呼ばれた。その後、1967年に米軍は弾薬の製造を中止し、昭島住宅地区からゴルフ場を移設するなど、米軍の娯楽施設としての整備を進めた。1977年から「多摩サービス補助施設」と改称され、現在に至る。
- 17) 第51回国会衆議院予算委員会第22号，昭和41年3月5日。
- 18) 第51回国会衆議院予算委員会第22号，昭和41年3月5日。
- 19) 松野頼三（防衛庁長官）は、米軍への提供施設にゴルフ場のような「付帯厚生施設」が入るのは「議論のないところ」と述べ、昭和飛行機のゴルフ場返還訴訟も、第一審判決が問題視したのは「ゴルフ場が不適當だという意味ではな [く]」，「付帯的な厚生施設にあらざして、厚生施設だけで、主のほうが少ないというところの問題の議論が出た」という持論を述べる。また、基地内のゴルフ場は元々はすべて米軍負担で建設されており、日本政府が費用を負担したものは1つもないと答弁した（第51回国会衆議院内閣委員会第31号，昭和41年4月27日）。「米軍を維持するために必要な厚生施設も、米軍の経費でつくり、運営をしております。したがって、その厚生施設の一部としてゴルフ場も米軍の手で設置、運営されておる」（大蔵省国有財産局長・大村筆雄，第58回国会参議院決算委員会第2号，昭和43年2月28日）。「ゴルフ場等はいわゆる地位協定の十五条にいうところの諸機関というようなことございまして、当方が直接にその運営費を持ったりあるいは提供する義務が直接発生しておるわけではございません。したがって、現在ありますところの米軍基地内のゴルフ場の大部分は米軍自

ポスト占領期における米軍娯楽施設のポリシークス

- 身が、あるいは米軍人軍属のポケットマネーによって建設されておるのでございます。……〔多摩弾薬庫への移設を除けば、〕建設費を日本側が負担しておるといようなことは普通の場合にはございません。また維持費は、米軍もしくは運営する会員等の自己負担ということに相なって、日本側の負担はございません。それからそれに伴うところの付帯の建物とかそういったようなものを建てておくこともないような次第でございます。」(防衛施設庁長官・山上信重、第63回国会衆議院内閣委員会第29号、昭和45年8月18日)
- 20) 第51回国会衆議院予算委員会第22号、昭和41年3月5日。
- 21) 第51回国会衆議院内閣委員会第31号、昭和41年4月27日。
- 22) 移転費用は「4億5千万円」(第58回国会参議院決算委員会第2号、昭和43年2月28日)、「4億8000万」(第63回国会参議院決算委員会、昭和45年7月7日)、「約5億円」(第63回国会参議院内閣委員会第18号、昭和45年5月13日)と幅がある。
- 23) 第60回国会衆議院外務委員会第1号、昭和43年12月17日。第63回国会参議院内閣委員会第18号、昭和45年5月13日。
- 24) 矢野絢也(公明党)は、土地不足に悩む東京近郊に米軍ゴルフ場が5ヵ所もある(朝霞、昭島、根岸、厚木、座間)と指摘し、それらの土地を活用すれば大規模な団地建設もできるはずだが返還は遅々として進んでいないと批判した。また彼は、米軍家族が日本人に比べて圧倒的に広々とした土地で暮らし、ゴルフ場や野球場などの娯楽施設のほか、専用のミルクプラント、パン屋、ランドリーなども整備されている現状を「国民感情から見てどうしても納得がいかない」、「民族の自尊心を傷つける」と語った(第60回国会衆議院本会議第3号、昭和43年12月12日)。伏木和雄(公明党)も、宅地不足が深刻化する東京周辺(朝霞、座間、厚木など)にゴルフ場という「遊休」施設があることは「国民感情を非常に悪くしている」と指摘し、即時返還を迫った(第61回国会衆議院予算委員会第8号、昭和44年2月10日)。
- 25) 第63回国会参議院内閣委員会第18号、昭和45年5月13日。山上は、全国10ヵ所ものゴルフ場を米軍に提供する法的根拠はどこにあるかという質問(公明党・伊藤惣助丸)に対しても、「ゴルフ場その他のレクリエーションの施設は、地位協定の十五条によって差しつかえないもの」と答弁している(第60回国会衆議院外務委員会第1号、昭和43年12月17日)。
- 26) 第58回国会参議院決算委員会第2号、昭和43年2月28日。
- 27) 第65回国会(衆議院外務委員会第19号、昭和46年5月21日)で説明員(近藤隆之)は、一般に日本ではゴルフの利用料に娯楽施設利用税が課せられるが、地位協定第15条に基づき米軍が管理するゴルフ場は課税対象にならないと回答している。
- 28) 島田豊(防衛庁長官官房長)は、一部の防衛庁幹部が米軍ゴルフ場の名誉会員になっている事実を認めるとして、今後は米軍との親善目的以外のゴルフは自粛する方針と説明した(第63回国会参議院内閣委員会第18号、昭和45年5月13日)。島田は後の答弁でも、平日は「原則的には米軍のゴルフ場は利用しない」が、「米軍との親善交歓」という特別な事情がある場合は「所属長の許可を得まして所属長が特に必要と認める場合は利用させる」とか、土日祝日も「日米親善」という特別な事情がない限り「自粛」するなど述べており(第63回国会参議院決算委員会閉会後第1号、昭和45年7月7日)。「日米親善」という名目があれば日本人も米軍ゴルフ場を利用して良いとする立場をとった。また東郷文彦(外務省アメリカ局長)は、基地内のゴルフ場は主に米軍関係者の利用を想定したもので、日本人の利用を認める規定は「協定の字句には書いてございません」と明言する一方で、「日本のゴルフ熱」や米軍と「地元あるいは日本側との友好的な意味」を考慮すれば、この程度の利用は協定違反にならないとも主張する。彼はまた、日本人の利用をどこまで許容するかは「程度問題あるいは常識の問題」とも述べており、たとえば米軍との会議が長引いて基地内の食堂を利用する場合にそれを「協定違反」として禁じるのは適当でない」と指摘している(第63回国会参議院決算委員会

- 閉会後第1号、昭和45年7月7日)。会議が長引いてやむを得ず施設を利用する場合と、当初からゴルフ目的で施設を利用する場合は事情が異なるはずだが、その差異は曖昧にされている。
- 29) 1970年7月国会で山上信重は、米軍ゴルフ場の利用状況に関する防衛施設庁の調査結果を次のように報告した。三沢飛行場に関しては「四月が約三千六十人、五月が四千八百人、六月が五千九百九十八人といったような利用状況であって、そのうち日本の利用度は一〇%程度」。キャンプ座間に関しては「月平均約二千四百人の利用状況、そのうち平日については約五十数人、土曜、日曜については百六十人程度」。雁ノ巣空軍施設は「週平均が約四百七十人ぐらい、これまたウイークデーと土、日と違っておまして、土、日が相当数多くなっております。この場合においては、土曜、日曜は米軍が四十五人、日本人が約二百四十人というふうな実情」。崎辺地区に関しては、「商工会議所を通じてゲスト・カードを発行しておるといような、使用の割合は米七対日三という実情」(第63回国会参議院決算委員会閉会後第1号、昭和45年7月7日)。また1972年3月国会で島田豊(防衛施設庁長官)は、キャンプ朝霞のゴルフ場の利用者数に関して、平日は100名、休日は180名程度で、日本人の割合は平日・休日ともに20%程度と答えている(第68回国会衆議院予算委員会第二分科会第4号、昭和47年3月23日)。
- 30) 1970年7月国会での黒柳明の発言(第63回国会参議院決算委員会閉会後第1号、昭和45年7月7日)。
- 31) 第63回国会参議院決算委員会閉会後第1号、昭和45年7月7日。多摩ゴルフコースの支配人は朝日新聞の取材に答えて、「登録会員450人は全部米軍人。しかし独立採算制だし、米兵だけでは維持管理費も出ないので、やむを得ず日本人ゴルファーも受入れている」と認めた(「“お得意さん”は日本人/米空軍・多摩ゴルフコース」朝日新聞、1970年4月11日)。
- 32) 第61回国会衆議院予算委員会第8号、昭和44年2月10日。
- 33) 以下の整理は、日本・沖縄問題を扱った聴聞会の議事録(United States Security Agreements and Commitments Abroad Japan and Okinawa, *Hearings Before the Subcommittee on United States Security Agreements and Commitments Abroad of the Committee on Foreign Relations, Ninety-first Congress, Second Session. Part 5 January 26, 27, 28, and 29, 1970*, U.S. Government Printing Office.)よりページ数のみを記す。
- 34) 以下の総括はサイミントン委員会の最終報告書(*Security Agreements and Commitments Abroad, 1970.12.21, Report of the Committee on Foreign Relations United States Senate by the Subcommittee on Security Agreements and Commitments Abroad*, U.S. Government Printing Office) p. 8を参照。

参考文献

- 阿部純一郎(2022)「退屈な占領：占領期日本の米軍保養地と越境する遊興空間」、蘭信三・石原俊・一ノ瀬俊也・佐藤文香・西村明・野上元・福岡良明編『社会のなかの軍隊/軍隊という社会』岩波書店。
- 安達建設グループ(1994)『安達建設グループ100年の歩み』安達建設グループ社史編集委員会。
- 朝海彩子・松浦茂樹(2013)「工業都市・群馬県太田市の発展と社会基盤整備—戦前の都市計画事業を出発点として—」『国際地域学研究』16号。
- 防衛省・自衛隊HP、「在日米軍関係経費(令和4年度予算)」、https://www.mod.go.jp/j/approach/zai beigun/us_keihi/pdf/zainitibeigun_kankeikeihi_r03.pdf(閲覧日：2022/09/21)
- 林博史(2012)『米軍基地の歴史：世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館。
- 川瀬光義(2011)「米軍基地維持財政支出膨張の構造」『立命館経済学』59(6), pp. 1094-1110。

ポスト占領期における米軍娯楽施設のポリシークス

- 公明党（1968）『在日米軍基地の総点検：資料その1—実態調査—』（昭和43年12月）公明党。
- 小山高司（2013）「沖縄の施政権返還前後における米軍基地の整理統合をめぐる動き」『戦史研究年報』16, pp. 84-105.
- 前田哲男（2000）『在日米軍基地の収支決算』ちくま新書。
- 松山健二・浅井一男（2018）「在日米軍駐留経費の現状（資料）」、『レファレンス』804号, pp. 121-133.
- 琉球新報社編（2004）『外務省機密文書 日米地位協定の考え方・増補版』高文研。